

給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 大牟田市長宛	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										② 特別徴収義務者の指定番号		
		法人番号											③ 担当者	所属	
		名称												氏名	
		代表者氏名												電話	

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

④ 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以降の納期に係る特別徴収税額					
⑤ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与(賞与等の臨時の給与の全額を含む)金額 ※()内には臨時勤務者に係るものを記入してください。	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)
	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)
	年 月分	(人)	(円)	年 月分	(人)	(円)
⑥ 市税の滞納や著しい納入遅滞の事実がある場合において、やむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細						備考
⑦ 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認の取消しを受けたことがある場合にはその有無	有 無					

※ 市記入欄

申請の結果	月分から 11月分まで	12月10日	税 務 課		
	月分から翌年 5月分まで	6月10日	担当	主査	課長
承認	却下の理由				
却下					
法人番号	システム入力日 承認通知書発送日				

申請についての注意事項

一、 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、そこで給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所で、その他これらに準ずるもの（給与の支払事務を取り扱うものに限る）を有する特別徴収義務者
- 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとするには特別徴収税額の納入先の市区町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- この納期の特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の特別徴収税額は次に掲げる期限までに納入することになります。

○給与所得に係るもの

6月から 11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額 6月10日まで

○退職所得に係るもの

6月から 11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
12月から翌年5月までに特別徴収した税額 6月10日まで

- 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく特別徴収税額の納入先市長に届け出なければなりません。

◎注意 滞納や著しい納付、納入の遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
また、この承認を受けても、新たに市町村税を滞納したり納付納入の遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、その様なことがないように特にご注意願います。

二、 申請書の書き方

- 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし個人の所在地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所で特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所及び事業所の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 「②」欄には、特別徴収税額の納入先の市区町村長から通知されている「指定番号」を記入してください。
- 「③」欄には、この申請書に関する連絡者の方の所属、氏名、電話番号を記入してください。
- 「④」欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月分を記入してください。
※ 納期限が過ぎているものについては適用できません。
- 「⑤」欄には、申請の日前5ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額（賞与等の臨時の給与の金額を含みます）を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を（人）欄に、その支払金額を（円）欄にそれぞれ外書してください。
- 「⑥」欄については、該当する場合に限り記入してください。
- 「⑦」欄については、該当するものを○印で囲んでください。